

『改正民法（債権法）における判例法理の射程～訴訟実務で押さえるべき重要論点のすべて～』において内容誤りがございました。

お客様には、ご迷惑をおかけいたしまして誠に申し訳ございません。

謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

掲載箇所	誤	正
14頁 下から4行目	すなわ <u>た</u> 、「当事者の	すなわ <u>ち</u> 、「当事者の
51頁 上から8行目	いわゆる勢力圏 <u>内</u> （支配権）	いわゆる勢力圏（支配権）
112頁 下から14行目	(1) 解釈論な課題	(1) 解釈論 <u>的</u> な課題
119頁 上から11行目	重ね <u>さ</u> れている	重ね <u>ら</u> れている
188頁 下から5行目、7行目	民法 <u>法</u> 低利率	民法 <u>定</u> 利率
239頁 上から12行目	大正6年 <u>1</u> 月30日	大正6年 <u>10</u> 月30日
261頁 下から11行目	我妻榮・債権各論上巻 186頁	我妻榮・債権 <u>総論</u> 187頁
263頁 下から1行目 264頁 上から1行目、12行目	偏 <u>波</u> 行為	偏 <u>頗</u> 行為
311頁 下から12行目	期待 <u>で</u> きない	期待 <u>し</u> えない
311頁 下から9行目 312頁 下から7行目	推定 <u>す</u> るのを	推 <u>認</u> するのを
363頁 上から10行目	その予 <u>想</u> の範囲内	その予 <u>測</u> の範囲内
372頁 上から8行目	周知の事 <u>実</u> に	周知の事 <u>柄</u> に
381頁 下から4行目	民法 <u>166</u> 条ただし書の法意	民法 <u>116</u> 条ただし書の法意
382頁 上から9行目	昭和52年判決を矛盾しながら	昭和52年判決 <u>と</u> 矛盾しながら
499頁 上から10行目	認識 <u>で</u> きるような	認識 <u>し</u> 得るような
506頁 上から6行目	提供 <u>を</u> 要するものというべき	提供 <u>を</u> する <u>こと</u> を要するものというべき
508頁 上から7行目	その性 <u>質</u> を異にし、	その性 <u>格</u> を異にし、
553頁 下から7行目	改正民法 <u>605</u> 条第3項	改正民法 <u>605</u> 条の <u>2</u> 第3項
559頁 下から2行目	民法 <u>698</u> 条 <u>2</u> 項の	民法 <u>608</u> 条 <u>1</u> 項の
565頁 上から8行目	本件 <u>宅</u> 地を	本件 <u>土</u> 地を
579頁 下から4行目	もっとも使用貸借は「引渡し」が効力発生要件であるから通常は占有訴権で間に合う。	<u>使用貸借も改正法で要物契約から諾成契約に改められたので（改正民法593条）、占有訴権の要件を満たさない「使用借権」に基づく妨害排除請求を認める必要性が生じ得るといえる。</u>
581頁 上から14行目	当該建物の必要 <u>な</u> 範囲 <u>内</u> において	当該建物の <u>使用</u> に必要な範囲において
589頁 下から11行目	堪 <u>え</u> るものであるのに、原判決が効用を	堪 <u>え</u> 得 <u>ら</u> れるものであるのに、原判決が <u>右</u> 土蔵が効用を

592 頁 上から 3 行目	「 <u>焼</u> 失した部分	「 <u>消</u> 失した部分
601 頁 上から 13 行目	国土交通 <u>書</u>	国土交通 <u>省</u>
601 頁 下から 3 行目	<u>賃借人</u> が事業者で	<u>賃貸人</u> が事業者で
609 頁 上から 4 行目	相対立され <u>て</u>	相対立させ <u>て</u>
610 頁 上から 11 行目	改正民法 <u>662</u> 条の 2	改正民法 <u>622</u> 条の 2
619 頁 下から 1 行目	雇用 <u>時間</u> 内に	雇用 <u>期</u> 間内に
628 頁 上から 6 行目、 7 行目、8 行目	施 <u>行</u> 部分	施 <u>工</u> 部分
664 頁 下から 6 行目	同条の趣旨	同条の <u>規定</u> の趣旨